

報道機関各位

都市計画課 建築係

タイトル 建築確認申請書提出先の変更について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	建築確認申請書提出先の変更について
日時	令和3年4月1日(木)より
場所・住所	
趣旨・目的 (PRしたいこと)	<p>建築基準法第6条に基づく建築確認申請は、これまで市を經由し指定確認検査機関等に提出していましたが、令和3年4月1日から、別紙のとおり、指定確認検査機関に直接提出することになりましたのでご注意ください。</p> <p>また、兵庫県へ建築確認申請を提出する場合は、今までどおり都市計画課の窓口で受付します。</p>
問い合わせ先	部課係名：建設部都市計画課建築係 担当者名：長棟、大川 電話：0791-43-6827 内線 ( 2207 ) F A X：0791-43-6974

添付資料 (有)・無)

○ホームページへの掲載 (有)・無)

○建築確認申請書を直接提出する指定確認検査機関

- (株)兵庫確認検査機構
- (株)近畿機構
- (株)西日本住宅評価センター
- (株)総合確認検査機構
- 日本 ERI(株)
- (株)オーネックス
- (株)住宅性能評価センター
- (株)ジェイネット
- アール・イー・ジャパン
- (株)J 建築検査センター

○当面の間、建築確認申請書を市経由で提出する指定確認検査機関

- (株)国際確認検査センター
- ビューローベリタスジャパン(株)
- (財)日本建築センター
- (株)確認サービス
- (株)日本確認検査センター
- 一般財団法人ベターリビング
- ハウスプラス確認検査(株)

今後、指定確認検査機関へ直接提出できるよう順次変更する予定です。